

介護保険用

指定訪問介護（ホームヘルプ）事業 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
（岐阜県指令第537号の448）
指定事業所番号 2171600204号
指 定 年 月 日 平成12年1月28日

ハートピア訪問介護事業所

瑞浪市市民福祉センター『ハートピア』内
社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会

指定訪問介護（ホームヘルプサービス）重要事項説明書

※ 当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。
ただし、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

名称 社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
代表者 会長 小栗 茂
所在地 瑞浪市樽上町一丁目77番地
電話番号 0572-68-4148
FAX番号 0572-68-4173
設立年月日 昭和56年10月1日

【主な事業】

- (1) 社会福祉協議会の活動をより広く知っていただくため『社協だより』の発行など啓発活動の展開。
- (2) ボランティア活動
- (3) 高齢者福祉活動
- (4) 心身障がい者（児）福祉活動
- (5) 福祉教育活動
- (6) 社協支部活動（瑞浪・土岐・稲津・陶・釜戸・日吉・大湫・明世）
- (7) 心配ごと相談事業
- (8) 生活福祉資金貸付制度の活用と運営
- (9) 日常生活自立支援事業

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 ハートピア訪問介護事業所
平成12年1月28日指定
(岐阜県指令第537号の448)
- (2) 所在地 瑞浪市樽上町一丁目77番地
瑞浪市市民福祉センター『ハートピア』内
- (3) 介護保険事業所番号 2171600204
- (4) 提供サービス 訪問介護サービス
- (5) 管理者 小倉 みゆき
- (6) 連絡先 電話 0572-68-4148
FAX 0572-68-4301
- (7) サービス提供地域 瑞浪市内

(8) 開設年月日 平成12年4月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の業務も併せて行っています。

- ① 居宅介護支援事業 平成11年9月17日指定（岐阜県指令第537号の112）
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 平成30年4月1日指定（瑞浪市指令第258号の14）

3. 営業日及び時間

営業日	月曜日から日曜日(12/30~1/3をのぞく)
時間	午前7時から午後7時まで

4. 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約に対して指定居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）（人）	1（兼務）			1（兼務可）	従事者・業務の管理
2. サービス提供責任者（人）	3（兼務）			1	利用調整・技術指導
3. 訪問介護員（人）	3	12	4.9	2.5以上	訪問介護
(1) 介護福祉士（人）	3	1			
(2) 介護職員初任者研修修了者（人）	3	12			

5. サービスの概要

(1) 身体介護……入浴・清拭・排泄・食事等の介助、自立支援の為の見守りの支援

(2) 生活援助……調理・洗濯・掃除・買い物などの支援

◇ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

6. サービス利用料及び利用者負担額

サービス利用料及び利用者負担額については、別表の利用表によります。

なお、2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で通常の2倍をいただきます。

- (1) 交通費…通常のサービス地域（瑞浪市内）以外の地域についてのみ所定の交通費（実費相当額）が必要となります。
- (2) 利用者負担額の支払いについては、ご契約者ご指定の金融機関の口座から1ヶ月単位で引落しをさせていただきます。
手続きとして、口座振替依頼書の手続きをさせていただきます。
ただし、初回の引落しは、事務手続き上2か月分を翌月に加算して引落しをさせていただきますので宜しくお願いします。残高不足のため、引落し不能の場合は、当月分を翌月分に加算して引落しをさせていただきますので宜しくお願いします。
- (3) 居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん契約者が利用料（10割）を支払い、その後市区町村に対して保険料給付（9割、もしくは8割）分を請求することになります。

7. 利用の中止・変更・追加

- (1) ご契約者がサービスの中止を希望される場合には、すみやかに下記にご連絡ください。
連絡先の電話番号 68-4148「ハートピア訪問介護事業所」
- (2) ご契約者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけ前日までにご連絡ください。
当日の利用中止は、ご契約者の負担金の100%相当額のキャンセル料を申し受けることとなります。ただし、ご契約者の容態の急変など緊急の場合や、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

8. 当事業所の方針

- (1) 運営方針・・・事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行います。
- (2) サービス方針・・・当事業所は、事業者の社会福祉協議会が「ホームヘルプ事業」として、長年に亘り要介護者のお世話をさせて頂いてきました。その実績と高いサービスの資質をもって、温もりのある心で接するとともに親切・丁寧をモットーにご契約者、その家族の方の生活を支援させていただきます。

9. 事故・緊急時における対応方法

事業者は従業者がサービス提供中に、ご契約者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び、家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、

各関係機関に報告をします。

また、事故発生時には、状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

10. 虐待防止について

事業者は、ご契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 瑞浪市社会福祉協議会事務局長 加藤誠二

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご契約者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

11. 身体拘束について

事業者は、原則としてご契約者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご契約者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、ご契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性・・・ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く従業員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。

- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけられたり、おとしめたりする行為。
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該事業所従業者、ご契約者及びその家族等が対象になります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止のための会議等により、同様案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
 - (3) 従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
 - (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

1 3. 衛生管理について

事業所において、感染症等が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 業務継続に向けた取り組みの強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、ご契約者に対する指定訪問介護の提供の継続的实施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。

15. 秘密保持義務

- (1) 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、ご契約者に対するサービスの提供にあたって知り得たご契約者又は、ご契約者の家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了したあとも継続します。
- (2) 事業者は、その従業者が退職後、在職中に知り得たご契約者又は、ご契約者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、ご契約者の個人情報を用いる場合又は、ご契約者の家族の個人情報を用いる場合において、ご契約者の家族の同意を得ない限りサービス担当者会議等においてそれらの個人情報を用いませぬ。
- (4) 個人情報は、サービス担当者会議及び医療機関、介護事業者との連携・照会が必要になったとき、または緊急の場合にのみ利用します。
- (5) 個人情報の利用にあたっては、同意を得た場合であっても、必要最小限の範囲で使用するものとし、関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払います。

16. 情報の開示

- (1) 当事業所は、ご契約者の求めに応じて、ご契約者ご自身に関するサービス提供記録を開示しております。ただし、ご契約者以外からのご請求につきましては、書面にてご契約者様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。
- (2) ご契約者自らが、事業者を選択するための情報を公表しています。ご契約者本位の選択により事業者のサービスの質の向上を図ることを主旨として、そのサービスの内容についての情報となっています。これらの情報はインターネットでも閲覧が可能です。

介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

17. 第三者による評価の実地状況

第三者による評価の実地状況	1.あり	実地日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1.あり 2.なし
	②.なし		

18. 相談窓口及び苦情の対応（契約書第17条参照）

◇当事業所でのサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ハートピア訪問介護事業所	
◎電話番号	68-4148
◎FAX番号	68-4301
◎相談責任者	管理者 小倉 みゆき
◎受付時間	毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

◇公的機関においても、次の期間にて苦情相談ができます。

瑞浪市役所高齢福祉課（土・日・祝日を除く）	
◎所在地	瑞浪市上平町1丁目1番地
◎電話番号	68-2116
◎FAX番号	66-1278
◎対応時間	午前8時30分から午後5時15分まで
介護保険テレホン相談室（土・日・祝日を除く）	
◎電話番号	0120-68-2941（フリーダイヤル）
◎FAX番号	0120-68-0622（フリーダイヤル）
◎対応時間	午前8時30分から午後5時15分まで
岐阜県国民健康保険団体連合会（略称 国保連）	
◎所在地	岐阜市下奈良二丁目2番1号（福祉農業会館内）
◎電話番号	058-273-1111（内線2597）
◎FAX番号	058-277-0431
◎対応時間	午前9時から午後5時まで（平日）

◇第三者委員

地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、公正・中立な立場から本事業所へのサービスに対するご意見等をいただいています。

本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

瑞浪市社会福祉協議会第三者委員	
◎木股 恭一	68-8527
◎伊藤 隆二	65-4183

＝別表＝

介護報酬単価表及び利用者負担額

令和6年4月1日

訪問介護事業

(単位：円)

サービスに要する時間		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分増すごとに
身体介護	1.利用料金	1,630	2,440	3,870	5,670	820
	2.自己負担額	1割 163	1割 244	1割 387	1割 567	1割 82
		2割 326	2割 488	2割 774	2割 1,134	2割 164
3割 489		3割 732	3割 1,161	3割 1,701	3割 246	
サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上			
生活援助	1.利用料金	1,790	2,200			
	2.自己負担額	1割 179	1割 220			
		2割 358	2割 440			
3割 537		3割 660				
サービスに要する時間		身体+20～ 45分未満	身体+45～ 70分未満	身体+70 分以上		
身体+生活援助	1.利用料金	身体+650	身体+ 1,300	身体+ 1,950		
	2.自己負担額	1割 身体+65	1割 身体+130	1割 身体+195		
		2割 身体+130	2割 身体+260	2割 身体+390		
3割 身体+195		3割 身体+390	3割 身体+585			

◇夜間（午後6時から午後10時まで）は、25%増し

◇早朝（午前6時から午前8時まで）は、25%増し

※介護保険外の通院介助サービスについては、1時間2,400円、となります。

